

## 食と農からのまちづくりロゴマークの使用に関する取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、横手市が定める食と農からのまちづくりロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の適正な使用を確保し、その普及を推進するために必要な事項を定めるものとする。

(使用の申請)

第2条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ使用承認申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを省略することができる。

- (1) 国又は地方公共団体が使用する場合
- (2) 学校等が教育の目的で使用する場合
- (3) 報道機関が報道又は広報の目的で使用する場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか市長が適当と認める場合

(使用の承認)

第3条 市長は、前条の申請書を受けた場合は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を承認し、使用承認書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

- (1) 横手市及び食と農からのまちづくり事業のイメージを傷つけ、正しい理解の妨げになるおそれのある場合
- (2) ロゴマークが本来の目的に従って使用されないおそれのある場合
- (3) 法令、公序良俗に反し、又は反するおそれのある場合
- (4) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援又は公認するような誤解を与え、又は与えるおそれのある場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか市長が適当でないとして認める場合

2 市長は、ロゴマークの使用について必要な条件を付することができる。

(使用上の遵守事項)

第4条 前条の規定による承認を受け、ロゴマークを使用する者（以下「使用者」という。）は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) ロゴマークの定められた色、形式等を正しく使用すること。
- (2) 市の付した使用条件に従うこと。
- (3) 第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (4) 使用者以外の応用使用はしないこと。
- (5) 当該使用に係る物品等の完成見本を速やかに市に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができる。

(承認内容の変更)

第5条 使用者は、承認された内容を変更しようとする場合は、あらかじめ使用承認内容変更申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(承認の取消)

第6条 市長は、使用者が第4条に違反していると認めるときは、ロゴマークの使用の承認を取り消し、使用承認取消書(様式第4号)により通知することができる。  
2 前項の規定により承認を取り消された者は、当該承認に係る物件の使用を直ちに廃止しなければならない。

(無断使用への対応)

第7条 市長は、第3条の承認を受けずにロゴマークを使用したと認めた場合は、当該無断使用者に対して、使用物件の回収を求める等厳正な措置をとるものとする。

(使用に起因する問題)

第8条 ロゴマークの使用に起因する問題が生じた場合は、使用者が速やかに対処するものとし、市は一切の責任を負わない。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成20年6月1日から施行する。